

近江八幡市告示第 76 号

近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、近江八幡市人権擁護に関する条例（平成 24 年近江八幡市条例第 1 号）の趣旨に基づき、全ての市民の基本的な人権が尊重され、それぞれの多様な個性、特性及び価値観を理解し、認め合えるまちとするため、性的マイノリティである者が互いにパートナーであることを宣誓することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛又は性愛の対象をいう。）が異性に限らない者又は性自認（自身が認識している性をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 2名の者が、双方の合意のみにより、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合う関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ関係にある者又はパートナーシップ関係になろうとする者の双方が、市長に対し互いをパートナーとすることを誓うことをいう。

(対象者)

第 3 条 宣誓をすることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- (2) 宣誓しようとする日までに双方が成年（民法（明治 29 年法律第 89 号）に規

定する年齢をいう。)に達していること。

- (3) 一方又は双方が市内に住所を有すること（市内に転入を予定している場合を含む。）。
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 双方に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ関係にあるものがないこと。
- (6) 双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。）でないこと。ただし、双方がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をし、当該関係に該当している場合は、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする対象者（以下「宣誓希望者」という。）は、近江八幡市パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に双方が自ら記入し、及び署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓しようとする日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 双方が現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓しようとする日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 双方が市内に住所を有しない場合にあつては、少なくとも一方が市内に転入することを証明できる書類。
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号の場合は、転入後2週間以内に、転入したことが確認できる資料を市長に提出しなければならない。
 - 3 宣誓希望者の一方又は双方が、宣誓書に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。この場合において、当該代筆させた者は、市長が適当と認める方法により、宣誓書の提出が自らの意思であることを明らかにしなければならない。
 - 4 宣誓書の提出に当たっては、あらかじめその日時等について市長と調整するもの

とする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓希望者の双方が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号の一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証
- (4) 官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの（前各号に掲げるものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓希望者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に、戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓書の提出時に添付するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、宣誓希望者から宣誓書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓希望者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号）及び近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード（別記様式第3号。以下「受領証等」という。）に受付後の宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(変更の届出等)

第8条 受領証等の交付を受けた宣誓希望者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかに近江八幡市パートナーシップ宣誓事項変更届（別記様式第4号。以下「変更届」という。）に受領証等及び変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、宣誓者から変更届の提出があった場合は、当該宣誓者に対し第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 市長は、宣誓者から変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓者に対し変更後の内容を記した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、返却しないものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等を紛失、破損又は汚損した場合であって、その再交付を希望するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、受領証等の再交付の申請について準用する。

3 市長は、宣誓者から再交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓者に対し受領証等を再交付するものとする。この場合において、受領証等の再交付を受ける者は、既に交付を受けた受領証等を返還しなければならない（紛失した場合を除く。）。

4 前項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第6号。以下「返還届」という。）に双方（第2号に掲げる場合にあっては、一方）が自ら署名し、交付を受けた受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により受領証等の添付が困難と市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。

(1) パートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号（第2号を除く。）に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第8条第2項の規定は、返還届の提出について準用する。

(受領証等の無効)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とすることが

できる。

- (1) 偽りその他の不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
- (3) 宣誓者が第3条各号に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (4) 前条各号に該当する事由があるにもかかわらず、返還届を提出せず、受領証等を返還しないとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、当該宣誓者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書等無効決定通知書（別記様式第7号）により通知し、及び受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効の決定をした宣誓に係る受領証等の交付番号を公表することができる。

（状況等の調査）

第12条 市長は、宣誓者の第3条各号（第2号を除く。）、第10条各号並びに前条第1項第1号及び第2号に規定する要件等の状況を確認するため、必要に応じて調査するものとする。

（情報の管理）

第13条 宣誓者が提出した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところによる。

（宣誓書等の保存）

第14条 宣誓書等の保存は、近江八幡市事務処理規程（平成22年近江八幡市訓令第9号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。